

退職管理基本方針（平成二十二年六月二十二日閣議決定）（抄）

1 基本的な考え方

退職管理に関する政府の当面の重要課題は、天下りのあっせんで根絶し、国家公務員が定年まで勤務できる環境を整備するとともに、公務員人件費の抑制を進めることにある。

これらの対策を進めると同時に、公務員の意識改革を進めることにより公務組織の活力を確保することが重要であり、次に掲げる事項についての指針を定めるものである。

- i 国家公務員の再就職に関し、天下りのあっせんで根絶を図るため、再就職あっせんの禁止等の規制遵守、再就職に係る情報公開推進など任命権者がとるべき措置
- ii 「官を開く」との基本認識の下、中高年期の職員が公務部門で培ってきた専門的な知識・経験を民間等の他分野で活用するとともに、他分野での勤務を経験することにより公務員のコスト意識・現場感覚を高める観点から、任命権者が、官民の人事交流等の拡充を図るためにとるべき措置
- iii 雇用と年金の接続の重要性に留意して、再任用制度の一層の活用を図るため、任命権者がとるべき措置

2 職員の再就職の規制等に係る指針

国家公務員の再就職に関し、天下りのあっせんで根絶を図るため、任命権者は、公務の能率的な運営を確保しつつ、国家公務員法に規定された再就職等規制を厳格に遵守するとともに情報公開を進める等により、公務に対する国民の信頼確保を図る。

（1）再就職に係る国家公務員法の運用

ア 再就職等規制の運用

任命権者は、職員の退職管理に際し、国民の疑念を招くことのないよう、国家公務員法に規定する再就職あっせんの禁止等の再就職等規制を厳格に遵守する。また、任命権者は、職員に対し、再就職あっせんの禁止、利害関係企業等に対する求職活動の禁止などの再就職等規制について指導・周知の徹底を図る。

イ 再就職情報の一元管理・公表等

再就職情報について、政府としての一元管理及び国民への情報公開を的確に実施する観点から、任命権者は、管理職職員に対し、離職後2年間の再就職情報について適切かつ速やかに各種届出を行うよう、指導・周知の徹底を図る。また、任命権者は、当該届出に係る情報に基づき、再就職等規制及びこの基本方針の遵守を確認するなど、適切に事務を遂行する。

さらに、内閣総理大臣は、これらの届出に係る情報を四半期ごとに取りまとめ、国

家公務員法第106条の25第1項の規定に基づき閣議報告し、併せてその内容について公表する。また、政府は、同条第2項の規定に基づき、毎年度、報告を取りまとめ、公表する。

(2) 再就職状況に係る情報公開の推進等

職員等の再就職状況についての透明性を高め、また、再就職等規制の違反行為に対する監視に資するため、内閣総理大臣等は、国民の関心が高い再就職状況について、必要に応じ、調査を行い適切に情報公開を進める。

任命権者は、これらの調査の実施に当たり、積極的に協力するものとする。

(3) 任命権者による再就職適正化のための措置の実施

任命権者は、再就職情報、各種調査結果等に基づき、職員等の再就職に関し、以下の方針に従い、再就職適正化のための措置を実施する。

ア 同一府省退職者が何代も連続して再就職している独立行政法人、特殊法人、政府関連公益法人等におけるポスト

内閣総理大臣、任命権者等は、同一府省退職者が何代も連続して再就職している独立行政法人、特殊法人、政府関連公益法人等における理事長等のポスト（以下「特定ポスト」という。）について、ア) 当該府省の当該独立行政法人、特殊法人、政府関連公益法人等に対する行政上の権限、イ) 契約・補助金等の関係、ウ) 当該再就職の経緯等を精査するとともに、任命権者は、当該精査の結果を踏まえ、以下の措置を講ずる。

- i 特定ポストに係る再就職について、再就職等規制の違反の疑いがある場合には、国家公務員法の規定に基づき、調査を行うなど適切な措置をとる。
- ii 特定ポストについて事実上の再就職あっせんの慣行があるのではないかとの疑念を解消し、適正化を図る観点から、
 - a) 大臣任命、大臣認可等を通じて、その任命について関係大臣等の関与がある特定ポストについては、「独立行政法人等の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成21年9月29日閣議決定）、「特殊会社の役員人事に関する当面の対応方針について」（平成22年5月18日閣議決定）等を踏まえ、適切な措置をとる。
 - b) 上記 a) 以外の特定ポストについては、別途定める指針に基づき、当該再就職先の独立行政法人、特殊法人、政府関連公益法人等に対して、当該特定ポストの任期終了時点において公募による後任者の選任を要請するなど適切な措置をとる。

イ 独立行政法人等の非人件費ポスト

任命権者は、独立行政法人及び特殊法人の既存の非人件費ポスト及び同ポストの新設に係る対応方針（平成22年2月19日総務省通知）等の遵守を確認する。

(以下略)